

## 今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.

具体的方策

取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)

3. 青少年の体験活動を推進するための取組について		
(1) 学校教育における体験活動の推進について		
① 学校教育における子どもの体験活動の推進		
(学校における取組)		
1	○ 各学校において、発達の段階を踏まえ、 <u>教育課程に計画的・効果的に体験活動を組み込むことにより、より一層体験活動を充実していく。</u>	○ <u>文部科学省において、農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起するため、宿泊体験活動を行う学校や教育委員会等における取組に対する補助事業を実施している。</u> 【件数：9自治体(H25)、10自治体(H26)、10自治体(H27)】 ○ <u>学習指導要領総則(平成27年3月一部改正)には、「学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。」と記載されており、体験活動の充実に向け取り組んでいる。</u> ○ <u>独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「機構」という。)において、学校が施設を利用する際には、学校の利用目的を的確に把握し、各活動と指導要領の関連を具体的に学校に提示し、教育課程へ適切に位置付けられるよう取り組んでいる。</u>
2	○ <u>職場体験活動については、例えばPTAなど地域コミュニティがコーディネート機能を担っている事例もあり、地域全体の協働により、学校の取組を支援していく。</u>	○ <u>文部科学省において、平成25年度から平成27年度まで、学校等の教育機関とPTA、自治体、経済団体、NPO等が参画する協議会の設置を促進し、学校と地域社会・産業界等との効果的な連携の下、職場体験活動など、キャリア教育の支援体制の構築を図ってきたところ。</u> 【委託件数：9件(H25)、12件(H26)、12件(H27)】
3	○ <u>教育内容・方法が問題解決型、協働型・双方向型の学習をより重視していく中で、各教科等においても、体験的な学習を適切に取り入れ、子どもの学</u>	○ <u>機構において、学校が施設を利用する際には、学校の利用目的を的確に把握し、各活動と指導要領の関連を具体的に学校に提示し、教育</u>

今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.	具体的方策	取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)
	<p><u>びを深める取組を進める。</u></p>	<p>課程へ適切に位置付けられるよう取り組んでいる。(再掲)</p> <p>○ <u>学習指導要領総則</u>(平成27年3月一部改正)には、「学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、<u>集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。</u>」と記載されており、体験活動の充実に向け取り組んでいる。</p>
	<p><b>(学校教育・社会教育の連携強化とコーディネート)</b></p>	
4	<p>○ 青少年の体験活動の推進のためには、学校教育と社会教育の連携強化による体験活動の充実を図ることが不可欠であり、<u>目標の共有や発達段階に応じた実践プログラムの整備・普及啓発のほか、学校教育と社会教育をつなぐ役割を果たすコーディネーターを教育委員会等に配置するなどの体制整備をする。</u></p>	<p>○ <u>文部科学省において、家庭、学校、青少年関係団体、NPO等の地域の様々な関係者が協力し、地域の教育資源を活用した持続的な取組を活性化させていくため、「子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業」を実施している。</u></p> <p>【委託件数：21件(25～27年度)】</p> <p>○ <u>機構において、教育委員会、学校、PTA、民間団体などと連携し、社会全体で体験活動を推進する気運を高める「体験の風をおこそう」運動を行っている。</u></p> <p>【全国31都道府県で40の実行委員会(27年度末時点)】</p>
	<p><b>(大学の学修における取組)</b></p>	
5	<p>○ 学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育を進めるため、<u>インターンシップやサービス・ラーニング、社会体験活動や留学体験等といった教室外学修プログラムを提供する</u></p>	<p>○ <u>機構において、ボランティア養成研修への参加や教育事業等でのボランティア活動が大学の単位として認定されるよう、大学との連携・協力を図っている。</u></p> <p>【単位認定数：43大学511人(26年度)、32大学468人(27年度)】</p> <p>○ 各大学において、<u>ボランティア活動を取り入れた授業科目を開設している。</u></p> <p>【大学数：403大学(短期大学を除く)(25年度)】</p>

今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.	具体的方策	取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)
<b>②教員の体験活動に関する指導力向上</b>		
<b>(教員養成での取組)</b>		
6	<p>○ <u>教員養成段階において体験学修プログラムの履修を卒業要件として導入する</u>など、体験活動を取り入れた取組例やその効果を事例集にまとめることにより、教員養成課程を設置する大学等に広く周知する。</p> <p>また、学生の希望と受入れ側の学校・機関の意図との間のミスマッチや、受入れ側の理解不足等の課題に対応する。</p>	<p>○ <u>機構において、ボランティア養成研修への参加や教育事業等でのボランティア活動が大学の単位として認定されるよう、大学との連携・協力を図っている。</u></p> <p>【単位認定数：43大学511人(26年度)、32大学468人(27年度)】 (再掲)</p>
<b>(現職の教員研修等における取組)</b>		
7	<p>○ <u>教育委員会が青少年教育施設等と連携しながら、体験活動に関する研修を実施する</u></p> <p>○ <u>免許状更新講習においては、大学や青少年教育施設等において、体験活動の講習を提供している。今後、体験活動を実施する際の指導力向上を図るため、学校現場のニーズを踏まえつつ、研修や講習の内容の見直しと充実を図る。</u></p>	<p>○ <u>機構において、教育委員会や大学等と連携し、教員免許状更新講習として、体験活動の意義、体験活動と学習指導要領の関わり、体験活動と安全管理等について講習を実施している。</u></p> <p>【件数：113事業(25～27年度)】</p>
<b>③大学の秋季入学移行に伴う青年期の体験活動の推進</b>		
8	<p>○ <u>大学の秋季入学への移行に伴う「ギャップターム」期間中に、研究の現場に接する体験活動、学術を俯瞰(ふかん)する体験活動、ボランティア等の社会貢献活動、インターンシップなど勤労体験活動等の多様な体験を行い、グローバルでタフな人材を育成する。</u></p> <p>○ 「ギャップターム」期間中において、年間何万人もの若者が様々な体験活動を実施できるよう、全国28の国立青少年教育施設のスケールメリットやプログラム開発のノウハウを広く活用していく。</p> <p>○ <u>経済的な理由により、体験活動ができない人もいるとの意見もあり、家庭の経済状況の格差が体験活動の格差にならないように、様々な機関と連携し</u></p>	<p>○ <u>機構において、「青少年の“自立する”力 応援プロジェクト」に基づき、「生活・自立支援キャンプ」の実施、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」の創設を行い、経済的に困難な状況にある子供に対する取組を推進している。</u></p> <p>【生活・自立支援キャンプ：137事業(26、27年度)】 【子どもゆめ基金による支援：95事業(27年度)】 【学生サポーターの配置：9施設に12名(27年度)】</p>

今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.	具体的方策	取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)
	支援策を講じていく。	
	<b>(2) 社会全体で体験活動を推進するための機運の醸成について</b>	
	<b>①体験活動に関する理解の促進</b>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもや保護者、学校それぞれにとっての体験活動の意義や目的を提示するなど、社会に対して啓発を行っていくとともに、その目的に沿ったプログラムや実施体制の整備等を検討する。</li> <li>○ 保護者に対して、<u>子どもの発達段階に応じて実施することが望ましい体験活動とその効果を青少年機構の調査研究結果等の根拠を示しつつ積極的に情報発信することにより、体験活動への理解を広げる。</u></li> <li>○ 青少年育成に関する顕在的・潜在的な社会のニーズを踏まえ、体験活動の意義や効果とそのニーズに合わせてストーリーとして組み立てて、進学塾やゲームなどの他の選択肢に比べどのような利点や面白さがあるかを示す。</li> <li>○ 社会人として必要とされる資質能力の育成や自己実現し幸福な人生を送るために体験活動がどのように有効かということを示す。</li> <li>○ 青少年教育施設や民間団体等において、取組事例や体験活動プログラムをホームページ等で取りまとめて紹介しており、これらの効果的な周知を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>機構において、青少年の体験活動の実態や青少年教育施設の現状に関する調査など全国規模で継続的に行う基礎的な調査研究や、国の政策課題や喫緊の青少年教育の課題に対応して随時行う専門的な調査研究を実施し、その成果を社会に対し広く普及・啓発している。</u> 【調査研究の件数：19件（25～27年度）】</li> <li>○ <u>機構において、教育委員会、学校、PTA、民間団体などと連携し、社会全体で体験活動を推進する気運を高める「体験の風をおこそう」運動を行っている。</u>（再掲） 【全国31都道府県で40の実行委員会（27年度末時点）】</li> <li>○ <u>文部科学省において、家庭や企業などへ体験活動の理解を求めていくためのフォーラムを開催するとともに、関係団体間の連携を促進するなど、体験活動推進プロジェクトの一つとして全国的な普及啓発を実施している。</u> 【委託件数：8件（25～27年度）】</li> </ul>
	<b>②学校・家庭・地域の連携による体験活動の推進</b>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校外での子どもの体験活動の充実においては、地域や家庭が果たす役割が大きいため、<u>地域や行政、学校、民間団体等が子どもや保護者が参加できる体験活動の機会を設けるとともに、体験活動に関する情報提供を行うなど、学校・家庭・地域が連携して体験活動を推進していく。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>文部科学省において、家庭、学校、青少年関係団体、NPO等の地域の様々な関係者が協力し、地域の教育資源を活用した持続的な取組を活性化させていくため、「子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業」を実施している。</u>（再掲）</li> <li>○ <u>機構において、教育委員会、学校、PTA、民間団体などと連携し、社会全体で体験活動を推進する気運を高める「体験の風をおこそう」</u></li> </ul>

今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.	具体的方策	取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)
		<p>運動を行っている。(再掲)</p> <p>【全国31都道府県で40の実行委員会(27年度末時点)】</p>
1 1	<p>○ インクルーシブ教育システムの構築が進められる中で、障害のある子どもが地域の同世代の子どもや人々との交流等を進めるためにも、<u>障害のある子どもの体験活動について推進</u>する。</p>	<p>○ <u>機構において、不登校、ニートやひきこもり、障害を有する子供など困難を有する青少年を対象に、様々な体験活動の場と機会を提供</u>している。</p> <p>【件数：82事業(25～27年度)】</p>
1 2	<p>○ <u>地域住民の参画による学校支援地域本部や放課後子ども教室等の仕組みを活用した取組を推進</u>する。</p>	<p>○ <u>文部科学省において、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進するため、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を実施</u>している。</p> <p>【「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を活用した学校支援地域本部及び放課後子供教室の設置状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校支援地域本部：4,146本部(27年度)</li> <li>・放課後子供教室：14,392教室(27年度)</li> </ul>
1 3	<p>○ <u>地域住民が主体となって活動を展開する総合型地域スポーツクラブでの取組を行う</u></p>	<p>○ <u>スポーツ庁において、地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの育成を推進</u>しており、各クラブでは、多様な種目のスポーツ活動のプログラム等を提供している。</p> <p>【全国47都道府県に3,550の総合型クラブが育成(27年7月時点)】</p>
1 4	<p>○ <u>廃校施設を活用して体験学習施設を整備し、地方公共団体や民間団体等が学校や家庭に体験活動の場を提供している事例があり、このような取組を更に進める。</u></p>	<p>○ <u>文部科学省において、廃校施設の有効活用を目指し「みんなの廃校プロジェクト」を実施</u>しており、<u>地方公共団体と活用希望者とのマッチングを支援</u>している。</p> <p>【うち、体験交流施設等への活用14件(H25.1.1～H26.5.1)】</p>

今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.	具体的方策	取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)
15	○ 学校や青少年教育施設等において、 <u>各都道府県に置かれた体験活動・ボランティアの窓口や、県によって設置されているセンター等とも連携する。</u>	<p>○ <u>文部科学省において、農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起するため、宿泊体験活動を行う学校や教育委員会等における取組に対する補助事業を実施している。</u>その中で、<u>各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、各学校への情報提供、活動実施校の課題解決や成果の取りまとめ、体験活動に資する研修の実施等を行うために開催する協議会を開催するための経費について支援している。</u></p> <p>○ <u>機構において、教育委員会、学校、PTA、民間団体などと連携し、社会全体で体験活動を推進する気運を高める「体験の風をおこそう」運動を行っている。</u>(再掲)</p> <p><b>【全国31都道府県で40の実行委員会(27年度末時点)】</b></p>
<b>③民間団体・民間企業との連携による体験活動の推進</b>		
16	○ 国や地方公共団体等と民間団体・民間企業の連携は、更に広がりある充実した体験活動の機会の提供につながることが期待され、 <u>国等から積極的に民間団体・民間企業に働きかけるなどして、今後更に推進していく。</u>	<p>○ <u>文部科学省において、企業が社会貢献活動の一環として行っている青少年を対象とした環境保全活動や自然体験活動などの実践事例を全国に普及するとともに、優れた取組を行っている企業を表彰する企業CSRシンポジウムを実施している。</u></p> <p><b>【表彰件数：64件(25～27年度)】</b></p> <p>○ <u>機構において、社会全体で体験活動を推進する気運を高める「体験の風をおこそう」運動を教育委員会、学校、PTA、民間団体などと連携して行っている。</u>(再掲)</p> <p><b>【体験の風をおこそう運動推進委員会：17団体(27年度末時点)】</b></p>

今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.	具 体 的 方 策	取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)
		【全国31都道府県で40の実行委員会(27年度末時点)】
	<b>④体験活動の評価・顕彰制度の創設</b>	
17	○ 日本においても、 <u>体験活動を積極的に</u> 行い様々な力を身につけた青少年が社会で評価されるよう、行った活動の時間数等に応じて賞(アワード)を授与するイギリスの事例等も参考にしつつ、民間企業等と連携するなど、 <u>日本の実情に応じた評価・顕彰制度の創設に向けて早急に検討する。</u>	○ <u>文部科学省において、体験活動を重ねた実績に応じてその達成を記念する修了証を与える体験活動の評価・顕彰制度の実施方法等</u> を検証する調査研究を行っている。
	<b>⑤体験活動の指導者養成</b>	
	<b>(地域や学校における指導者養成)</b>	
18	○ 青少年には良質な体験と指導者を用意することが必要不可欠であり、 <u>青少年機構は指導者養成に関する実績やノウハウを有する民間団体と連携しつつ指導者資格を付与する仕組みについて検討し、併せて国においてもその取組を支援する。</u> ○ 学校と地域の連携による体験活動の推進に当たっては、例えば、学校支援地域本部や放課後子ども教室等のコーディネーターやボランティア、既に学校の活動にかかわっている保護者・地域の人材等が、体験活動の指導・引率などを行うことを想定したプログラムの提供など、学校や地域のニーズを踏まえた指導者養成の在り方についても検討する ○ 体験活動を推進するためのプログラムの企画・実施が、担当者の異動や個々の教員の経験の多寡等、属人的な事情により大きな影響を受けないよう、組織としてプログラムの成果を蓄積・共有できるようにする。	○ <u>機構において、民間団体と連携して青少年の体験活動に関わる自然体験活動指導者養成事業(NEAL)</u> を実施している。 ○ <u>機構において、青少年の体験活動に関わる指導者等の研修事業、教員を対象とした研修事業(教員免許状更新講習を含む)、ボランティアの養成・研修事業等</u> を実施している。 【青少年指導者等の養成・研修事業：357件(25～27年度)】
19	○ 学校において、より質の高い体験活動を実施するため、プログラムの企画・実施においては <u>社会教育主事の活用や、民間団体で既に指導者としての能力や実績を有する者や地域の人材等との連携</u> について、積極的に検討する	○ <u>文部科学省において、体験活動の実施等に当たり学校をサポートする人材の配置のため、体験活動の実施・計画時における指導・助言を行う体験活動アドバイザー、体験活動専門指導員、看護師、引率ボランティア、引率教員の代替教員等の派遣に要する経費について支援し</u>

今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.	具体的方策	取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)
	<b>(安全性の確保)</b>	ている。
20	○ <u>利用者の安全確保のために、施設・設備の維持管理や研修による指導者の能力向上や連絡体制の整備、情報共有等について、国及び地方公共団体が適切な支援を行う。</u>	○ <u>機構において、体験活動の指導者等の安全管理意識、能力、救助技術の向上等を目的として体験活動安全管理研修を実施している。</u> 【件数：6事業(25～27年度)】 ○ <u>各国立青少年教育施設において、危機管理マニュアルを作成し、その遵守を周知徹底している。</u>
21	○ <u>国及び青少年機構は、安全確保のための指導事例集やマニュアルの開発を進め、教育関係者が広く活用できるようにするなど、安全指導に関する具体的な情報提供の方法を検討する。</u>	○ <u>機構において、「事故データ集」を編纂するとともに、事件事例をとりまとめたものを「事件事例集」として編纂し、ホームページで公開している。</u>
<b>(3) 青少年教育施設の役割・取組について (P26～29)</b>		
<b>(青少年教育施設の現状)</b>		
<b>(国立青少年教育施設の役割)</b>		
22	○ <u>国立青少年教育施設における、指導者養成・指導者の資質能力向上のための研修、幼少期から青年期までの体系的な体験活動についての実証的な調査研究、モデル的なプログラムの開発・普及等、学校・企業・民間団体など地域社会との連携、国公立及び民間の青少年教育施設・青少年教育団体相互のネットワーク作りといった機能を更に強化する。</u>	○ <u>機構において、公立施設等における活用や普及を目的として、事業の企画段階から公立施設や関係機関等と連携して具体的なニーズや課題を明確にしたプログラム開発に取り組んでいる。</u> 【公立施設等での活用件数：279件(平成25～27年度)】 ○ <u>機構において、企業のホームページ内にも「体験の風をおこそう」運動に関するページを新たに作成してもらうなど、企業と連携した機構及び同運動の周知に努めている。</u> ○ <u>機構において、青少年育成に携わる団体と体験の風をおこそう運動推進委員会を発足し、「体験の風をおこそう」運動を推進しており、「体験の風をおこそうフォーラム」や「春のキッズフェスタ」等の実施を通じ、これらの団体と連携を深め、同運動の推進に努め、<u>団体相互の</u></u>



今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.	具体的方策	取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)
23	○ 職員研修等にも配慮しつつ、閑散期には施設を閉じる「季節開設」を検討するなど、体験活動の機会と場の確保という観点を踏まえつつ、 <u>より効果的・効率的な在り方について、更に検討を行う。</u>	ネットワークの強化を図っている。 ○ <u>機構において、①施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画(「新しい公共」型の管理運営)、②施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な施設の配置及び管理運営の2点について調査研究を実施するとともに、平成27年度末時点で、18施設において「新しい公共」型の管理運営の導入、期間を限定した非常勤職員の確保などに取り組んでいる。</u>
24	○ 国立青少年教育施設は単なる宿泊施設ではなく、あくまで教育施設であることにかんがみ、宿泊室稼働率と合わせて、 <u>国立青少年教育施設において活動した青少年に教育上どのような効果が得られたか、ナショナルセンターとしての機能がどれだけ発揮されたのか等の多面的な評価を行っていく。</u>	○ <u>機構において、施設の利用団体や教育事業の参加者に対するアンケート調査を行い、施設利用や事業内容に対する意見やニーズの把握に努めている。また、教育事業の参加者に対する追跡調査も実施するなど、その成果の把握に努めている。</u> ○ <u>機構において、自然体験や生活体験、お手伝いといった体験が豊富な子供や、生活習慣が身に付いている子供ほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向があることがわかっていることから、関係機関等と連携し、「体験の風をおこそう」運動や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進に努めている。</u>
<b>(新たな管理運営の在り方)</b>		
25	○ 青少年団体、NPO、企業、学校、地方公共団体、地域住民の方々等多様な主体が、施設の管理運営や事業の企画・実施に参画する「新しい公共」型の管理運営の更なる推進や、所長から一般職員までの幅広い人事交流、民間出身所長の活用等、 <u>国立青少年教育施設を民間活力によって活性化する。</u>	○ <u>機構において、①施設の管理運営や事業の企画・実施への多様な主体の参画(「新しい公共」型の管理運営)、②施設の特色や役割を踏まえた効果的・効率的な施設の配置及び管理運営の2点について調査研究を実施するとともに、平成27年度末時点で、18施設において「新しい公共」型の管理運営の導入、期間を限定した非常勤職員の確保などに取り組んでいる。(再掲)</u>

今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.	具体的方策	取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)
26	<p>○ 各地域において、少子化や地域の絆(きずな)の希薄化等により、地域を担う青少年のネットワークが薄れつつある中で、<u>地域づくりや地域の青年リーダー養成等の中核としての機能を担う。</u></p>	<p>○ <u>機構において、「地域ぐるみで体験の風をおこそう運動推進事業」を実施し、教育委員会、学校、PTA、民間団体などと連携して各地域に実行委員会を立ち上げ、地域一体となって様々な体験活動やその普及・啓発に取り組んでいる。(再掲)</u></p> <p>○ <u>機構において、地域力向上等に資するモデル的な教育事業を実施することとしており、関係機関・団体や公立の青少年教育施設等と事業企画委員会を立ち上げ、プログラム開発の企画段階から連携して実施することにより、地域への普及を図ることとしている。</u></p>
27	<p>○ 公立青少年教育施設では、効率的な管理運営の観点から指定管理者制度の導入が進んでいるが、<u>公立青少年教育施設が、学校や各種団体と連携し、地域の体験活動の拠点として、より一層活用されるように、これまでの制度や運用のメリット・デメリットを検証しながら、行政としても多面的に支援する。</u></p>	<p>○ <u>文部科学省において、平成27年度に「青少年教育施設の建物等劣化調査」を実施し、国公立の青少年教育施設において、専門家の観点から調査した上で、劣化防止策、応急措置、職員が日常的な点検・確認を行うに際してのポイントや方法に関する知見をまとめたマニュアルを作成し、HPに掲載している。</u></p> <p>○ <u>機構において、公立施設等における活用や普及を目的にした上で、教育プログラム開発に企画段階から公立施設や関係機関等と連携して具体的なニーズや課題を明確にして取り組んでいる。(再掲)</u></p> <p><b>【公立施設等での活用件数：279件(平成25～27年度)】</b></p>
28	<p>○ 都市部の青少年は体験活動の不足が深刻であるという指摘があり、ニーズ調査等も行いながら都市型の青少年教育施設についても今後検討する。</p> <p>○ 地方の青少年についても、遠方に所在する体験活動を実施できる施設に行く機会は少なく、屋内でのゲームが遊びの大半を占めている場合も多いため、<u>家の近所で体験的な遊びができる環境づくり</u>をする。</p>	<p>○ <u>機構において、都市部の青少年に対する効果的な体験活動の提供に関するモデル調査を、京都教育大学と連携し実施している。</u></p> <p>○ <u>機構において、民間団体が行う地域に密着した草の根的な活動等に対して助成金を交付し、地域における体験活動や読書活動の機会や場の充実を図っている。</u></p> <p><b>【助成の確定件数：12,492件(25～27年度)】</b></p>

今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.	具体的方策	取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)
29	○ 青少年教育施設での指導方法や活動内容の充実だけでなく、 <u>青少年教育施設の指導者を学校や教育委員会主催の研修会に講師等として派遣する等の取組や、教育委員会と連携して教員指導育成プログラム作りを考える必要がある。</u>	○ <u>機構において、教員免許状更新講習として、教育委員会や大学等と連携し、体験活動の意義、体験活動の学習指導要領の関わり、体験活動と安全管理等について選択領域18時間の講習を実施している。</u> 【件数：113件(25～27年度)】
<b>4. 東日本大震災を踏まえた青少年の体験活動について</b>		
30	○ 国は、各地域の特性に応じた体験的な <u>防災教育を推進</u> するため、学校等を避難所として想定した生活体験等の防災教育プログラムを地域住民や保護者の協力を得て実践する「 <u>防災キャンプ推進事業</u> 」(平成24年度から実施)の更なる推進と成果の普及に努める。 ○ 被災地では <u>子どもの心のケア</u> が大きな課題となっており、福島県をはじめとする被災地の子どもたちに対して、文部科学省及び青少年機構が実施した様々な自然体験活動等を提供する「 <u>リフレッシュ・キャンプ</u> 」のような体験活動の機会を積極的に設ける。 ○ 国公立青少年教育施設において、災害への対応や防災に係る研修プログラム、「サバイバル」の要素を持った研修プログラムの開発・実施などを行い、青少年教育施設を防災拠点として、その機能強化を図る。 ○ 東日本大震災の被災地でのボランティアに参加したいという大学生で、休学中の学費や単位取得への影響を懸念する意見もあることから、大学等が必要な配慮を図る。	○ <u>文部科学省において、平成24年～26年まで「防災キャンプ推進事業」を実施。</u> 平成27年度から「 <u>地域プラットフォーム形成支援事業</u> 」の1つのメニューとして <u>防災キャンプを実施</u> している。また、これまでの成果を報告書にまとめ、HPに掲載している。 ○ <u>文部科学省において、平成26年度に福島県の子供たちを対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験や県内外の子供たちとの交流活動を支援する補助金事業を実施した。</u> 平成27年度には、復興庁の被災者健康・生活支援総合交付金のメニューの1つとして実施した。平成28年度は、被災者支援総合交付金のメニューの1つとして実施している。 ○ <u>機構において、関係機関・団体等と連携して体験型の防災教育プログラムの開発・実施に努めている。</u>
<b>5. グローバル化に対応した国際交流の推進について</b>		
31	○ 学校教育の中でも <u>ディベートやプレゼンテーション等を積極的に取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、日本の豊かな伝統や文化を理解し、世界へ情報発信する力の修得を図る。</u>	○ 現行の学習指導要領において、 <u>全ての教科等において言語活動を重視し、その充実を図ってきたところ</u> である。現在、 <u>次期学習指導要領改訂</u> に向けて検討中であるが、その中でも、 <u>言語活動については、今</u>

今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.	具体的方策	取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)
		<p>後、全ての教科等の学習の基盤である言語能力を向上させる観点から、より一層の充実を図ることが必要不可欠であるとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>学習指導要領において、各教科等で我が国の伝統や文化についての理解を深める学習を充実している。平成27年度から、地域の伝統や文化に関する教材の作成や指導方法の開発等を行う地方公共団体等の取組を支援している。【件数：8件(27～28年度)】</u></li> <li>○ <u>各大学の初年次教育において、プレゼンテーションやディスカッション等の口頭発表の技法を身に付けるためのプログラムを実施している。</u> 【大学数：431大学(短期大学を除く)(25年度)】</li> </ul>
32	<p>○ <u>4年に1度開催されるボーイスカウトの世界大会である世界スカウトジャンボリーは、様々な国の青少年が、言葉は分からなくても、共に行う体験を通じて自然にうち解けて交流を深め、互いの文化を学び合う場であり、自国の伝統と文化を尊重するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材の育成に資するものであるから、政府として積極的に支援を行う。</u></p>	<p>○ <u>文部科学省において、日本の青少年がより多くの国々と交流し、異文化に対する理解を高めるため、アフリカや中南米等からの訪日にかかる費用を支援した。</u></p>
33	<p>○ <u>若者の「内向き志向」が指摘され、海外留学者数が減少傾向にある中、グローバル人材の育成は急務であるから、海外に留学する生徒・学生に対する経済的支援のみならず、青少年に対して、国際交流体験などを通して国際的な視野を持たせ、海外留学への関心を持ってもらうほか、国際的に活躍できる人材の育成につながるきっかけを提供する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>文部科学省において、体験活動を通じた国際交流の機会を提供し、国際的な視野を育む意識を高めるため、青少年国際交流推進事業、青少年教育施設を活用した国際交流事業、地域における青少年の国際交流推進事業を実施している。</u> 【件数：41件(25～27年度)】</li> <li>○ <u>機構において、国内外の青少年の異文化理解の増進、及び青少年の国際理解や国際的視野の醸成を図るため、ミクロネシア諸島自然体験交流事業や日中韓子ども童話交流等の交流事業を実施している。</u></li> </ul>

今後の青少年の体験活動の推進について(平成25年～)

No.	具体的方策	取組状況(平成25年～関連事業・施策等の取組状況)
		<p>【国際交流事業：88事業（25～27年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>文部科学省において、高校生の海外留学者数の倍増（3万人から6万人へ）を目指すため、社会総がかりで行う高校生留学促進事業を実施している。</u></li> <li>○ <u>文部科学省において、大学生等の海外留学者数の倍増（6万人から12万人へ）を目指すため、国費による海外留学支援制度を実施している。</u></li> <li>○ <u>文部科学省及び日本学生支援機構において、若者の海外留学の機運醸成のため、留学促進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」を推進し、民間の協力を得た新たな海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」を推進している。</u></li> </ul> <p>【採用人数：2,747人】</p>
34	<p>○ <u>青少年教育施設を活用した国際交流事業などを通して、より多くの青少年が国際交流の機会を得られるよう、国の明確な方針の下、地方公共団体への財政的支援等についても検討し、円滑に活動が推進されるよう環境整備を図る。</u></p>	<p>○ <u>文部科学省において、地方公共団体がより多くの青少年に国際交流の機会を提供できるよう、地域における青少年の国際交流推進事業を実施している。</u></p> <p>【28年度より実施】</p>